

柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請について

柏崎刈羽原子力発電所における今後の設置変更許可申請，工事計画認可申請及び保安規定認可申請を予定している案件は，現時点で以下のとおり。

申請案件		経過措置期限	申請状況／予定
設置許可	新規制基準施行時から経過措置のある施設の設置	特定重大事故等対処施設の設置（6号及び7号炉）	新規制基準適合性の設計及び工事計画認可後5年 申請済 (現在審査中)
		所内常設直流電源設備の設置（6号及び7号炉）	新規制基準適合性の設計及び工事計画認可後5年 申請済
	施設の変更	新設緊急時対策所の設置（6号及び7号炉） (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの変更)	— 準備ができ次第申請
設計及び工事計画	新規制基準適合性（6号機）	—	申請済 (準備ができ次第補正)
保安規定	新規制基準適合性（6号機）	—	準備ができ次第申請